

ID: 1562

担当部署: 産業観光課

処分の概要	承認の取消し		
法令名 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第11条の13において準用する第11条第1項		
法令番号	昭和55年法律第65号		
<p>【基準】</p> <p>法第11条の13及び準用する第11条の規定による。 (準用)</p> <p>第11条の13 第9条から第11条までの規定は、第11条の9第1項の承認を受けた者について準用する。この場合において、第9条から第11条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「同意市町村」と、第9条及び第10条中「農地保有合理化事業」とあるのは「農地利用集積円滑化事業」と、第11条第1項中「第7条第1項」とあるのは「第11条の9第1項」と、同項第1号中「第4条第2項に規定する一般社団法人又は一般財団法人」とあるのは「第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第2号に掲げる者(農地売買等事業を行つている場合にあつては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人)」と読み替えるものとする。</p> <p>(承認の取消し)</p> <p>第11条 都道府県知事は、農地保有合理化法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の規定による承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) 農地保有合理化法人が第4条第2項に規定する一般社団法人又は一般財団法人でなくなつたとき。</p> <p>(2) 農地保有合理化法人が第9条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(3) 農地保有合理化法人が前条の規定による命令に違反したとき。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定により承認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日